年　　月　　日

土地の埋立て等に係る土地使用同意書

　　　　　　　　　　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の所有者等 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| （法人にあっては，主たる事務所の所在地，その名称及び代表者の氏名） |

私は、　　　　　　　　　　　　　が、私の所有する次の土地において、土地の埋立て等を行うことに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 土地の所在地及び地番 | 地目 | 登記簿上の地積（㎡） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

なお、同意に先立ち、下記１の留意事項を確認するとともに、下記２の説明事項について、上記の土地の埋立て等の許可申請をしようとする者（説明者：　　　　　　　　　氏）から、　　　　年　　月　　日に説明を受け、その内容を理解しました。

記

１　留意事項

（１）土地の埋立て等に同意をした土地の所有者等は、次のことをしなければなりません。

①　土地の埋立て等が行われている間は、毎月１回以上、当該施工に係る埋立て等区域において、次の事項について確認してください。

・　当該施工状況が、同意に当たって確認した内容に相違していないこと

・　土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと

②　施工状況を確認した結果、許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、次の対応をしてください。

・　直ちに、土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求める。

・　速やかに、知事に対し、違反があった旨を報告する。

（２）土地の埋立て等が、許可をした計画に適合していない場合や、生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要がある場合であって、土地の所有者等が（１）の義務を怠った場合、当該土地の所有者等に対し、土砂等の除去その他必要な措置を執るよう勧告することがあります。

また、勧告に従わないときは、当該土地の所有者等に対し、同様の措置を講ずるよう命令することがあります。

（３）土地の所有者等が（２）の命令に違反した場合、６か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

２　説明事項

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の埋立て等の目的 |  |
| 埋立て等区域の位置及び面積 | 位置 | 面積（実測）m2 |
| 土地の埋立て等を行う期間 | 許可日から　　月（年）間 |
| 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所 |  |
| 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量 | m3 |
| 土地の埋立て等の請負人 | 住所氏名 |
| 施工管理者の氏名及び電話番号 | 氏名電話番号 |

３　茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）（抜粋）

|  |
| --- |
|  (土地の埋立て等を行う土地の所有者等の同意)第５条の３　何人も，土地の埋立て等を行おうとする土地の所有者等の同意を得ずに，土地の埋立て等を行ってはならない。(土地の埋立て等の許可)第６条第１項　土地の埋立て等を行おうとする者は，知事の許可を受けなければならない。ただし，次に掲げる土地の埋立て等については，この限りでない。（第１号から第５号まで　略）(土地の適正な管理)第18条の２　略２　土地の所有者等は，法令に違反する土地の埋立て等の用に供されることを知って，その所有し，又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。３　土地の所有者等は，法令に違反する土地の埋立て等が行われ，又は行われるおそれがあることを知ったときは，速やかにその旨を知事その他の関係機関に通報しなければならない｡(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)第18条の３　第６条第１項又は第９条第１項の許可を受けた土地の埋立て等につき，第５条の３の同意をした土地の所有者等は，当該土地の埋立て等が行われている間，規則で定めるところにより，定期的に，当該土地の埋立て等の施工状況を確認しなければならない。２　前項の土地の所有者等は，同項の確認の結果，第６条第１項又は第９条第１項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは，直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し，当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに，速やかにその旨を知事に報告しなければならない。(土地の埋立て等に係る土地の所有者等への勧告及び命令)第18条の４　知事は，第18条第２項の規定により当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を命じた場合において，当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは，当該命令に係る土地の埋立て等を行う土地の所有者等であって次の各号のいずれかに該当するものに対し，当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。(１) 前条第１項の確認を怠った者(当該確認を行うべき時期において，第６条第１項又は第９条第１項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていた場合に限る。)(２) 前条第２項の報告を怠った者２　知事は，前項の規定による勧告を受けた土地の所有者等が当該勧告に従わないときは，その者に対し，当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。(罰則)第23条第２項　次の各号のいずれかに該当する者は，６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (２) 第18条の４第２項又は第18条の９第１項若しくは第２項の規定による命令に違反した者 |